

議案第 12 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

育児休業をする会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

育児休業をする会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための所要の規定の整備を行うこととする。(第7条関係)

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日